

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町高齢者等配食サービス実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年7月15日

白川町長 佐伯正貴

白川町高齢者等配食サービス実施要綱の一部を改正する訓令

白川町高齢者等配食サービス実施要綱（平成21年白川町訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利用者負担金) 第9条 利用者は、配食サービスを利用したときは、次の表に定める費用を負担するものとする。 【別記1 参照】	(利用者負担金) 第9条 利用者は、配食サービスを利用したときは、次の表に定める費用を負担するものとする。 【別記1 参照】

附 則
この訓令は、令和8年8月1日から施行する。

【別記1】

改 正 後

所得段階区分		利用者負担金（1食あたり）	
		ご飯とおかず	おかず
第1段階	・町民税所得割課税世帯	<u>550</u> 円	<u>500</u> 円
第2段階	・町民税所得割非課税世帯	<u>400</u> 円	<u>350</u> 円
第3段階	・生活保護費受給者	<u>300</u> 円	<u>250</u> 円

改 正 前

所得段階区分	利用者負担金（1食あたり）
--------	---------------

		ご飯とおかず	おかず
第 1 段階	・ 町民税所得割課税世帯	<u>5 0 0</u> 円	<u>4 5 0</u> 円
第 2 段階	・ 町民税所得割非課税世帯	<u>3 5 0</u> 円	<u>3 0 0</u> 円
第 3 段階	・ 生活保護費受給者	<u>2 5 0</u> 円	<u>2 0 0</u> 円